

II. 韓国における取組と日本への示唆

お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科文化科学系
准教授 森山 新

1. はじめに

韓国は 1910 年の日韓併合により日本の植民地とされたが、それ以前の李氏朝鮮時代（1392～1910 年）には、約 500 年以上の間、儒教道徳により国を治める時代が続いた。儒教にはもともと男尊女卑の考えはなかったと思われるが、唐代以降、「夫に妻は身を以って尽くす義務がある」という思想が強調され、男尊女卑の傾向が次第に強まっていった。朝鮮時代の 500 年に及ぶ時間の中で、儒教道徳は社会の隅々にまで影響を及ぼした。その後 30 数年間、韓国は日本の植民地となったが（日帝 36 年）、日本の統治政策もまた、儒教の影響が色濃く存在していたため、日帝統治時代にも儒教の影響がなくなることはなかった。その結果「男尊女卑」の思想は近現代にいたるまで韓国の社会や人々の考え方に深く根を下ろしてきた。

1945 年、韓国は日本から解放されるが、儒教の影響は容易にはなくならなかった。解放後の世代は儒教世代の親の姿を見、その教育を受けて育ったからである。さらに、解放後も韓国は父系主義を続け、「族譜（父系血族の家系図）」などの伝統が守り続けられてきた。そのため親、社会は女兒より男児の出産を歓迎（自治体国際化協会 1999）し、母親は、家族や血族の繁栄のため、（娘でなく）息子の出世に心血を注いだ。また男の子は父親の姿を当たり前のように考える傾向が残る一方で、女の子は母親の姿に女性の幸せを見出すことは難しく、それが後の女性の地位向上、男女共同参画に対する潜在的な力ともなった。

その後の韓国の男女共同参画への試みを理解するためには、まずもってこうした前史について知っておく必要がある。

1975 年「世界女性年」を契機に、世界で女性の地位向上と男女共同参画へ向けた努力が活発化していく。しかし当時の朴正熙軍事政権下では、男女共同参画に向けた動きが本格化することはなかった。続く全斗煥政権（1981～1988 年）下の 1984 年、「女性開発研究院」が設けられたが、本格的な取組は初の文民政府である金泳三政権時代（1992～1998 年）まで待たなければならなかった。1995 年に「女性発展基本法(39 頁参照)」が、1996 年に「女性週間（7 月 1 日～7 日）（39 頁参照）」が制定された。金大中政権（1998～2003 年）になると民主化運動の一環として 1998 年に「国会・女性特別委員会（49 頁参照）」が発足したのに続き、2001 年には、国際競争力強化のための動力源として女性を積極的に活用し、両性平等社会を実現するために「女性家族部(48 頁参照)」を設けた（「部」は日本における「省」に相当する）。

さらに盧武鉉政権（2003～2008 年）になると、2005 年に女性家族部は「女性家族部」

となる。また民法が改正され、「戸主制⁴⁴」が廃止された。これにより戸主を中心に編成されてきた男性優先の「家」単位の身分登録システムが廃止された。また女性にのみ適用されていた再婚禁止期間条項⁴⁵の削除、それまでは父親の姓を継ぐことが当たり前であったものを結婚時に夫婦合意の下で母親の姓を継ぐことが可能となる等の改正が行われた（ヒューライツ大阪 <http://www.hurights.or.jp/news/0503/b01.html>）。

李明博政権（2008年～）になると、女性家族部を再び「女性家族部」とし、家族政策を切り離して、保健福祉部に移管している⁴⁶。

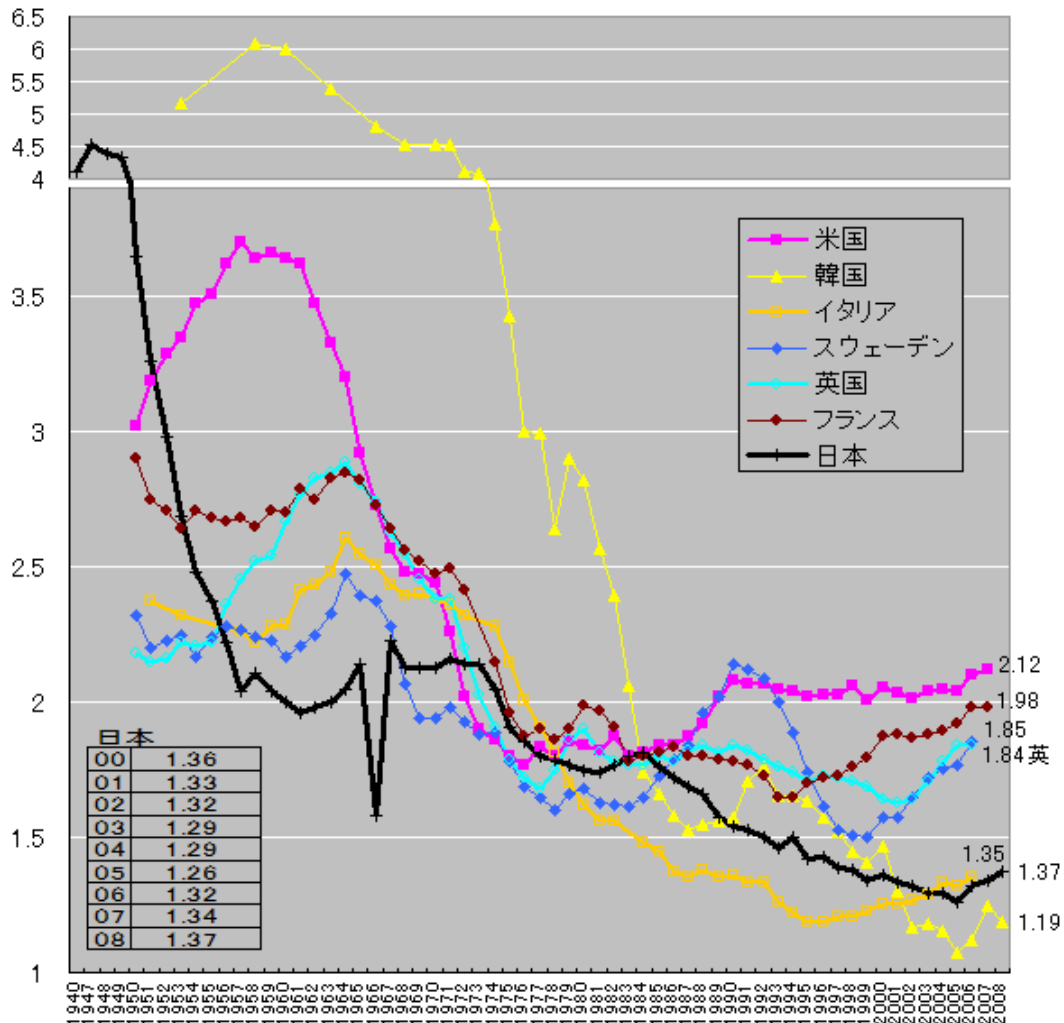
近年、韓国は急速な少子化となり、日本が合計特殊出生率の最低 1.26 を記録した 2005 年、韓国は 1.08 を記録した（2008 年は日本が 1.37、韓国が 1.17）。こうした少子化傾向により、家族には息子または娘が 1 名のみという時代となり、かつてのように息子にのみ高学歴を求めるといったことはなくなり、もともと教育熱心であった韓国の親たちは男女を問わず対等な社会進出を希望するようになったといえる。

⁴⁴ 「一家の系統を継承した者」として戸主を規定したもので、父親が家父長として大きな権威を持つと同時に戸主継承は父親から息子、男の孫など男系が優先された。妻や嫁は男性の下で内助的な役割を強いられてきた。具体的には、戸主登録が撤廃されるとともに、それまで子供は父親の姓を名乗ることになっていたが、結婚時に同意があれば妻の姓を名乗ることも可能になった。さらに再婚家庭の子の姓は実父のものであったが、家裁の許可を得て変更が可能となった。

⁴⁵ 女性のみ 6 か月間の再婚禁止規定があったがこれが廃止された。

⁴⁶ 李明博大統領は 2009 年 11 月、家族と青少年など、女性と密接な関連のある政策は、現在の保健福祉家庭部から女性家族部女性家族部に移管して「女性青少年家族部」再編する意向を示している。

図表 3-3 3 合計特殊出生率の推移（日本及び諸外国）



(注) 合計特殊出生率は女性の年齢別出生率を合計した値。日本08年概数。

出典：厚生労働省「平成 13 年度人口動態統計特殊報告」「人口動態統計」（日本及び米仏、2007）、
 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2009」、Korea National Statistics Office
<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1550.html>

このように韓国は、日本同様、近現代に至る長きにわたり儒教の影響を受け、男尊女卑が当たり前のものと考えられてきた傾向がある。その一方で韓国は、欧米の先進的な考えや政策を積極的に受入れる傾向がある。さらに日本のように慎重に改革を進めるよりは、大統領の権限の下で果敢に改革を行う傾向がある。このため、韓国で行われている様々な試みは、日本に先行して行われることが少なくなく、成功例、失敗例ともに学ぶべき点が多々あると考えられる。

2. 韓国における女性地位向上のための運動

もう一点、韓国が日本と大きく異なる点は、女性が自らの地位向上を求めて積極的かつ持続的に女性運動を行ってきたことである。とりわけこの20年間の躍進は著しい。この草の根的な運動の継続と拡大が今日の女性の地位向上のための重要な土台を築いてきたと言ってもよいであろう。

1980年代に韓国では「民主化運動」が起こるが、その中で新たな女性運動の団体がいくつも生まれ（女性平友会、女性ホットライン、もう一つの文化、基督女民会など）、1990年代の女性運動の牽引的役割を担った。1987年にはそれらが一つにまとまり、男女平等をはじめ、女性の福祉、女性運動団体間の協力などを目的として「韓国女性団体連合（女連）」が設立された。女連が最初に着手したのは「家族法⁴⁷」の改正であった。

金泳三政権下の1990年代になると女連が中心となって、法制化に向けた様々な運動を展開していく。1980年代の女性運動は民主化運動の一部としての側面が強かったが、1990年代に入ると女性の地位そのものを向上させるための運動へと発展していく。男女差別定年制撤廃のための運動、クォータ制（quota system：女性割り当て制）の導入、女性発展基本法の制定などである。1995年に制定された「女性発展基本法」により、女性の進出が著しく遅れている分野に対し優遇措置がとられ、そのための機構の整備や財政支援などの土台が築かれた。1998年には国籍法⁴⁸を改正し、父系血統主義を父母両系主義への転換がはかられた。

こうした女性運動の広がりを背景に、金大中政権、盧武鉉政権に入ると、法曹界、政界、官界への女性の起用が進み、女性の躍進はさらに加速化していく。法曹界では法務省長官、最高裁判事などに女性が次々と起用された。司法試験の合格者などに占める女性の割合も年々増加し、半数に迫る勢いとなっている。政界では、2000年に制定された政党法のクォータ制により比例代表区の50%、選挙区の30%の候補が女性に割り当てられ、女性議員の割合は10%を超え、劇的に増加した。また金大中政権は当初設置した「国会・女性特別委員会」を「女性家族部」へと昇格・発展させ、さらに保育業務、家族業務を移管しながら部署の規模を拡大していった。女性家族部の初代長官は女連の共同代表であった韓明淑で、後に韓国初の国務総理（日本の首相にあたる）となっている。

⁴⁷ 1989年の家族法の主な改正点は以下の通りである。

①性別と結婚に関係なくすべての子は均等に相続が受けられるようになった。

②戸主相続制度を戸主承継にした。戸主承継の断念も可能となった。

③戸主の居所指定権、家族の強制居家への権利、未成年者の後見人となる権利、相続の優先、家族の扶養義務を廃止した。

④法的親族範囲を平等にし、母系と父系、両方の8親等まで「親族」と認定した（以前は母系は4親等までであった）。

⑤離婚の際に妻に財産分割請求権を認定し、財産の半分を請求できるようになった。

⑥離婚の際、親権に関する夫婦間の合意がない場合、家庭法院に母としての親権を訴えることが可能となった（以前は合意ない場合には父が親権を持つようになっていた）。

⑦夫の婚外子と妻の自動的親子関係を廃止し親戚関係に変更した。

⁴⁸ 従前の国籍法では、出生時に父が韓国国籍である場合のみ、韓国国籍を取得することができた。今回の国籍法改正で、「出生時に、父または母が大韓民国の国民であるもの」と改められた。

官界での女性の割合も年々増加しており、行政考試合格者に占める女性の割合は半数に近づいている。国家公務員、地方公務員に占める女性の割合も増加している⁴⁹。

金大中政権の「女性家族部」の時代には女性政策や性犯罪が主に扱われる傾向があったが、盧武鉉政権下の「女性家族部」では長官、次官のもとで政策が行われた点も注目すべきである。そして女性公職候補に対する優遇措置（63 頁参照）、国立大学教員への女性採用義務化、男性育休義務（1 週間）などを現実化した。

このような女性運動の高まりの背景には梨花女子大学、淑明女子大学をはじめ、韓国の女子教育をリードしてきた3つの女子大学に法学部が置かれていることや、これら卒業生がけん引役となって全国の大学に女性学の講座や大学院が次々と開設されていったことなどが影響している（山下 2007）。日本の女子大では京都女子大が平成 23 年に初の法学部を新設するとしており、現時点で法学部をもつ女子大は存在していない。この点は日本において法・政治に関する女性の関心の低さを物語っている。また、共学の法学部における女子学生の比率も高くなく（例えば京都大学法学部の場合の男女の比率はおよそ 8:2）、学生のエンパワーメントは韓国に比べ高くない。女性学、ジェンダー研究を名前に掲げる大学院も、日本ではお茶の水女子大学、城西国際大学の 2 校に過ぎない。韓国のような学生エンパワーメントや女性学の浸透は専門分野を始め、社会に多くの女性リーダーを輩出することとなり、また様々な民主化運動と連動しながら、力をつけ、政治を動かし、政府主導の女性地位向上と男女共同参画の運動を推し進めてきたといえる。言い換えれば政府主導の女性の地位向上のためのトップダウンの政策の背景には、こうした民間のボトムアップの運動があり、これが韓国における政策実行を後押ししているのである。

3. 課題

このように韓国の女性の地位向上と男女共同参画への試みは、政府主導で行われているものの、その背景には草の根的な女性運動が存在し、このような政策の立案、執行を支えてきた。ここでは現在における課題について述べてみたい。

第一に、上述のように韓国では、政府主導で様々な政策を果敢に行ってきた。しかし男女の間でたとえ機会均等が実現したとしても、もう一つの大きな障害が残されている。それは家事、出産、育児などに対する意識やその実際である。アンケート調査などを行うと確かに韓国の男性は家事、出産、育児などに男性も関わるべきであるとの見解を示す。しかし実際に男性がどれほどそれらに関わっているかという数字でみると、男性の家事や育児への関与はまだまだ決して高いとは言えない。

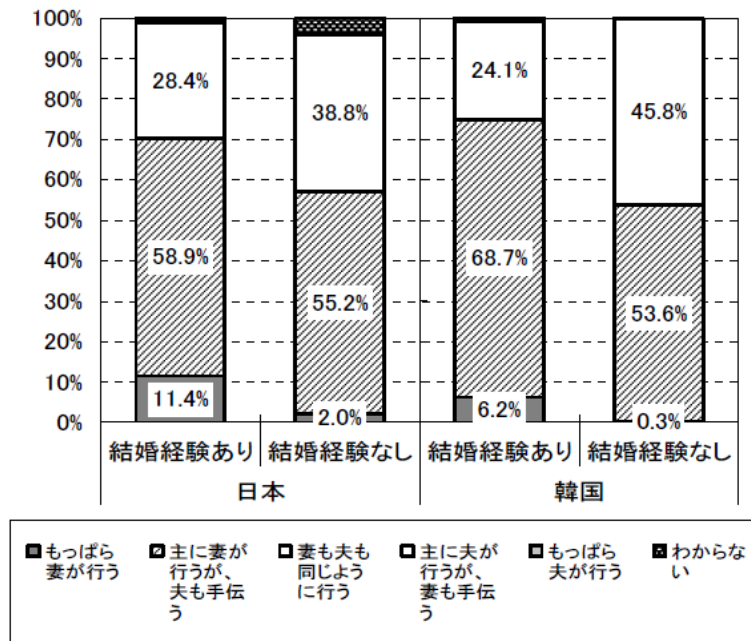
平成 17 年度の「少子化社会に関する国際意識調査」報告書によれば、子育てに関して夫も妻も同等に行うべきとする回答が未婚者の場合、韓国では 46%とほぼ半数に及び、日本

⁴⁹公務員で女性の割合が増えた理由は、「男女平等採用目標制度」の影響もあると考えられる。この制度は、2003 年から導入されたものであり、公務員採用時、いずれかの性別の合格者の比率が 30%未満の場合、下限成績の範囲内の該当する性別の応募者を目標比率まで追加合格させる制度である（詳細は 63p 参照）

の 39%を大きく上回っている。しかし既婚者の回答をみると、実際に同等に行っている割合は韓国では 25%に減少、日本の数字よりも少なくなっている。このように韓国では、子育てに対し男女が平等に参与すべきという考えが日本以上に浸透していることは事実だが、実際に夫が子育てを行う比率は逆に日本より少なくなっている。その原因には様々なものが考えられよう。第一に長い間続いて来た儒教の影響である。第二に出産により仕事をやめざるをえないケースが韓国において少なくないことを暗示させる。子育ての夫婦での分担は夫婦共働きが前提となっている場合が多く、仮に出産を機に女性が仕事を辞めなければならない割合が多ければ、結果的に子育ては妻の仕事になってしまうのは当然のことである。

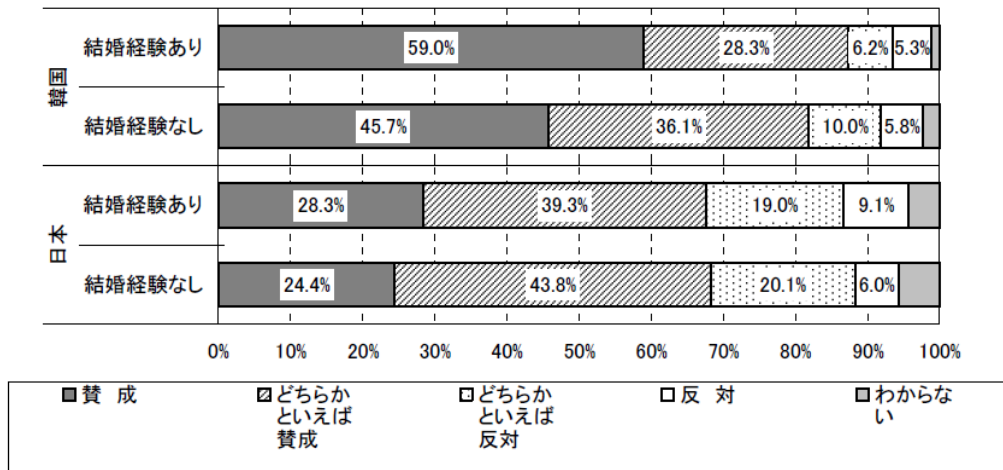
さらにいわゆる「3歳児神話（子どもが3歳くらいまでの間は、保育所等を利用せずに母親が家庭で子どもの世話をすべきだという意見）」については韓国の方が圧倒的に賛成が多く、出産、育児に際し、女性が仕事を辞め、家で育児に専念するという実態が見えてくる。これは男性だけでなく、女性の意識の中にも存在しており、高学歴の母親ほど子どもの教育に専念し、再就職しない「L字カーブ」現象が見られる（50頁を参照）。この点はイスンヨン（2008：493）でも、専門性が低いほど産休後の復帰可能性が高いのに比べ、専門性が高い職種の女性は、育児を自身の手で行おうとする意志が高いこと、専門職に従事する女性の場合、夫も専門職である場合が多く、経済的に安定しているためあえて再就職せず、育児に専念する傾向がある点を指摘しているが、今回の女性家族部でのインタビュー調査でも確認されている。言い換えれば韓国の女性の意識に、自らのキャリアアップもさることながら、子どものキャリアアップにより高い関心を寄せる傾向があるということである。子どもの早期留学のため母親が子供を連れ、競ってアメリカなどの国外に出、父親が一人韓国に残り送金するという俗に「キログアッパ（雁お父さん）」と呼ばれる社会現象はそのことを端的に表している。こうした傾向は、女兒を含め自身の子どもの学歴を高め、社会進出を促進するとともに、既婚女性の再就職を促進しないという韓国独特の現象を生み出している。出産後の再就職はむしろ低学歴により家計に困難を抱え、やむなく非正規職へ再就職するという場合もあるようである。

図表 3-3 4 子育て（小学校入学前）の役割分担に関する考え



出典：内閣府「少子化社会に関する国際意識調査 日本と各国との比較」、2005
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa17/kokusai/pdf/k-9.pdf>

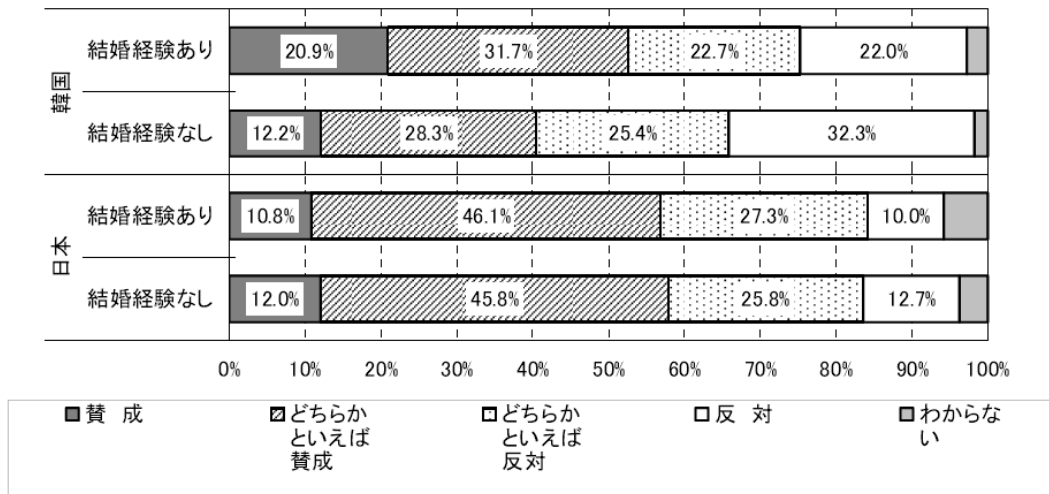
図表 3-3 5 「3歳児神話」について



出典：内閣府「少子化社会に関する国際意識調査 日本と各国との比較」、2005
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa17/kokusai/pdf/k-9.pdf>

家事分担についてみると、「夫は外で働き、妻は家を守るべき」という考えに対し、「どちらかといえば賛成」とする割合も含めると日本のほうがやや賛成が多いが、「賛成」のみをみると韓国の既婚者が 20%と突出して多くなっていることも、実際に家事を行っているのは女性であることを窺わせる。

図表 3-3 6 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



出典：内閣府「少子化社会に関する国際意識調査 日本と各国との比較」、2005
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa17/kokusai/pdf/k-9.pdf>

その結果、たとえ制度的に男女共同参画を保障したとしても、女性は結婚に際し、家事、出産、育児に専念せざるをえなくなる可能性が高くなる。さらに、共働きは維持できたとしても、自宅にもどるや女性は家事や育児に追われ、男性に比べて相対的に不利な立場に置かれ、職場内の競争に生き残れず、昇進の道が阻まれてしまうということになりかねない。

このようなハンディに対処すべく、ソウル大では女性教授会が2009年9月30日、「ストップテニオプログラム (Stop tenure clock program)」を提案予定であることを発表した。このプログラムは、妊娠・出産・育児の休職期間、その女性教員の評価を外すというもので、この制度が導入されれば、女性教員はその期間の研究成果評価や昇進審査などを心配することなく出産・育児に専念できるというものである。ただその場合にも日頃の家事、育児への負担が依然女性のほうが大であれば、日常における女性教員のハンディはなくなる。

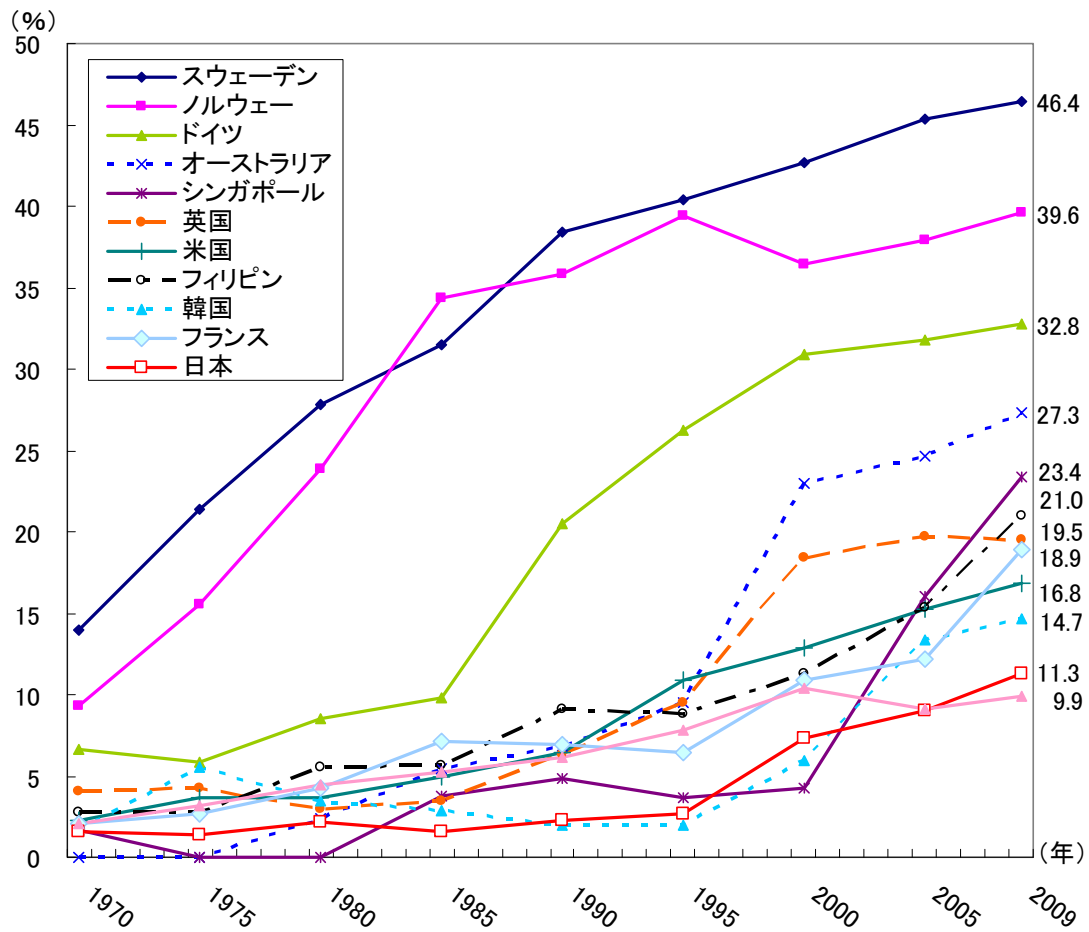
家事や育児に対する意識の問題は、日韓共通の傾向である。「ストップテニオプログラム」のような法制度の整備などの政策的な解決に加え、日韓両国は国民の間に根強い、家事や育児に対する意識をいかに変えていくかという点が課題として残されている。

第二の課題は、育児サービスの改善である。韓国では2009年、「アイサラン (子ども愛) プラン (64 頁参照)」を実施し、親の育児負担の軽減と効率化に成功しており、この点は日本が参考にしてよい点であろう。また育児施設の数も少子化傾向ともあいまって施設数としては十分である。韓国の育児サービスが抱える課題は、保育施設の質の改善であろう。韓国の保育施設は民間が9割を占め、国公立や社会福祉法人の施設はわずかに1割に過ぎない。一般的に民間の施設は国公立や社会福祉法人の施設に比べ、設備の質などの点で低

い場合が多く、一部に無認可で運営されているものも存在している。また給与水準の違いからすぐれた教師は国公立や社会福祉法人の施設に集まる傾向がある。そのため国公立や社会福祉法人の施設では、常に待機児童を抱えているのが実情である。国公立、社会福祉法人の保育施設を拡充するとともに、民間保育施設の質の向上が求められている（60 頁参照）。

第三の課題は、女性政策の政策決定に関する問題である。言うまでもなく、女性政策の決定や推進は、他の政策同様、政党という勢力によって進められ、女性議員一人の力で実現できるものではない。韓国の国会議員に占める女性の割合は 1995 年以降急速に増加し、2006 年現在、13.4%にまで増えた。これは世界最低水準の日本（同 9.4%、IPU189 カ国中 138 位）に比べれば高いものの、まだまだ低い数字である（世界平均 17.9%、アジア平均 16.9%）。このような男性が圧倒的多数を占める中で女性議員が女性の地位向上に向けた意見を出していくことは、決して容易なことではない。ソウル大で「ストップテニオプログラム」の提案が可能となったのも、「女性教授会」という存在が大きかったのである。また男性議員には年長者が多い反面、女性議員は若手が多く、その意味でも女性の立場からの意見表明は容易ではない。もちろん男女共同参画に向けては男性議員も推進していないわけではないであろうが、女性議員と温度差や微妙な認識の違いがないわけではなく、そのギャップをいかに埋め、真に女性の地位向上へとつなげていけるのかが一つの課題であるといえる。それを実現するのは、民間における女性運動の高まりとそれを政策に結び付けていくための道筋の確立、大学における女性学の普及、女性リーダーの育成や進出などなのである。

図表 3-37 国会議員に占める女性の割合の推移



- (備考)
1. IPU 資料より作成。
 2. 下院又は一院における女性議員割合。
 3. フィリピンは、1978年の選挙までは二院制の下院。1978年から1987年の選挙までは一院制。1987年5月の選挙以降二院制の下院。
 4. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

出所：内閣府

4. 日本への示唆

最後に、今回の韓国での調査から日本が学ぶべき点についてまとめておく。

(1) 全般的示唆

第一に女性の地位向上と社会進出を促進するための政策を政府主導で果敢に推進することである。日本は冒険を犯すよりは安全志向、すなわちどちらかという現状を変えることより、維持しようとする傾向が強い。これが日本での女性の地位向上や男女共同参画を遅らせてきた一つの原因であろう。似たような状況に置かれた韓国での成功例を参考にしながら、日本でも応用可能と考えられる部分については積極的な導入が求められよう。また、政策決定は総意でなされることが多いため、ややもすると少数派としての女性の声は、途中でかき消されてしまう可能性もある。政策へ女性の声を反映しやすくするために、日本ではこれまであまり考慮されてこなかったクォータ制などのように、女性の枠を確保するなどの対策も有効かもしれない。

第二に、それを下支えするだけの民意の醸成が必要であろう。韓国は一見すると政府が主導する側面ばかりが目につくが、実はその土台には民主化運動と歩調を合わせながら、女性の地位向上と男女共同参画を求める運動が持続的に行われて来た。さらに、女性運動の団体が中心となり、女性の声を政治に反映させるための道筋を整えてきた。これが日本との違いであり、今日の政府主導の政策を支えている。

第三に、女性の地位向上に対する教育を行うことである。長年の儒教の歴史を背景に、日韓両国とも、家事、出産、育児は女性の仕事との考えがまだ根強く残っている。このような意識は、男性はもちろん、女性の中にも根強く、このような意識をいかに変えていくかが重要であろう。また女性の政治に対する無関心、女性はしとやかさこそが美德、といった伝統的な考えに対する意識変革も必要かもしれない。

第四に、第三の点を実現するためにも、女性リーダーの育成と女性学の発展が必要である。女子大学に法学部、政治学部などを設置することを支援したり、法学部、政治学部への女子学生の増加、女性学・ジェンダー研究の普及をはかったりすることで、女性の地位向上と男女共同参画を推進していく女性リーダーを育成していくことが重要であろう。また日本で「女性学」「ジェンダー研究」というと、まだまだ偏見が強い。これが日本の大学に女性学が普及しない原因ともなっており、このような偏見を除去していくことも必要であろう。

(2) 分野別示唆

最後に、専門職の分野に分け、韓国において政府主導で行われている様々な政策のうち、日本の女性進出の参考になりそうなものを挙げてみたい。専門職は、より高度な知識や技術を必要とすることから、就職前の長期にわたるキャリア形成と、就職後の長時間勤務の両面において、女性は男性と競争しなければならず、そこに存在する様々なハンディを克服することが求められる。それを少しでも軽減するため、韓国において政府主導で行われ

ているよき部分を見ていきたい。

① 医療分野

医療分野は他の分野に比べると勤務時間が長いこと、専門医資格を得るためには4年間の研修が必要であること、その時期が結婚、出産の時期と重なること、研修医受け入れに際し女性を暗黙に排除する場合があるなど、医療分野での女性進出や家庭との両立は容易ではない。

これらの障害について、医療分野だけの対処は韓国ではいまだ行われていないのが現状であるが、医療分野にありがちな夜間勤務や長時間勤務に女性医師が対応可能なように、時間延長型保育制度や小学校ケア教室を拡大している。

また、今回は調査が及ばなかったが、梨花女子大など、医学部を有する女子大学で医療分野での女性の地位向上や社会進出に向けてどのような工夫が行われているのか調べてみることも意味があると思われる。

② 研究分野

研究分野での女性参画支援は政府主導で積極的に行われている。国公立の大学や研究院・研究所での女性教員や女性科学技術者の採用目標制度を施行している。これは2006年に15%、2010年に20%、最終的には30%にまで増やすことを目指したものである。このほか、女性科学技術者の育成のための基本計画を施行している。2009年からの第2次計画では、理工系への進出、就職先の創出、研究と家庭とを両立できるような環境作りなどを進めている。

教員・研究者は上級職であるほど女性の比率が下がっているのが現状である。その原因としては、儒教的発想からくる「ガラスの天井」だけでない。昇進のためには地道な研究活動が必要となるが、女性の場合には家事や育児などの負担が男性に比べて大きく、時間外や帰宅後の研究活動を行うのが難しい。出産に際しては研究の中断も必要となる。このようなハンディに対処するためソウル大学女性教授会が提案しようとしている「ストップテニオプログラム」は注目に値しよう。このプログラムは、妊娠・出産・育児の休職期間、その女性教員の評価を外すというもので、この制度が導入されることで女性教員はその期間の研究成果評価や昇進審査などを心配することなく出産・育児に専念できる。こうしたことは日本でも積極的に導入していく必要があると思われる。また、この提案はソウル大学女性教授会が大学本部に提案したものであるが、女性教授会が存在するという点自体が、女性教員の地位向上を促進するための力となるものであり、注目してよいであろう。

さらに韓国では、学部在学中から女子学生の就職支援や社会進出を積極的に行い、キャリア開発センターや就職支援プログラムを実施し、入学時より男子学生に負けない競争力あるキャリアの形成を行っている。さらに政府は女性の社会進出を促進するための専門大学院などを設置し、女性の社会進出のための研究・教育を実施している。例えば、今回訪問取材を行った淑明淑明女子大学人的開発大学院は主に2つの役割を担っている。第一の

役割は、既に仕事を有する女性、とりわけ仕事を始めてから 3~10 年が経過した中間職の女性が、より専門性を高めることをサポートすることで、女性が仕事をやめずにキャリアアップができるような役割を担っている。第二の役割は出産・育児で一度仕事を辞めた女性の再就職をサポートすることで、「女性再就職センター」の教育プログラムの開発や再就職を希望する女性の職場探しなど行う「職業相談士」養成プログラム開発などを行っている。言いかえれば韓国の女性政策の二つの柱である、

① 出産・育児によって一度仕事を辞めた女性の再就職の促進

② 現在仕事を持っている女性が仕事し続ける環境づくり

の両方を支援する機能を担う大学院を政府主導で設置したという点が注目に値するであろう。

また女子大では国際競争力を備えた女性リーダー育成のための女性学講座や各種プログラム、カリキュラムなどを積極的に打ち出しており、こうした研究・教育が女性の社会進出や政府主導の政策の下支えをしている。この点は研究者育成にとどまらず、あらゆる分野に優れた人材を社会に輩出するための原動力となっている。梨花女子大学、淑明女子大学、同徳女子大学などで積極的に進められている女性リーダー育成のためのプログラムを参考にすべきであろう。

③ メディア分野

メディア分野も長時間労働や残業の多く、女性、とりわけ結婚・出産後の女性にとって進出が困難な職種である。しかし IT 強国の韓国では、インターネットを介した新聞、ポータルサイトなど多様化しており、中には在宅勤務などフレキシブルな勤務形態を可能とする職種も誕生している。新聞、放送業界での女性従業者が 2 割程度であるのに対し、インターネット新聞では 25%、ポータルサイトでは 50%と女性の割合が大幅に増加しているのもそのためであろう。

また女性人材開発総合計画の一つとして、映像、デジタル放送、文化コンテンツなど、文化事業分野の専門的な人材育成を行っている。

出版、インターネット業界をはじめ、メディア企業の多くは今でこそベンチャー産業と呼ばれるものの、実際は少人数の中小、零細企業がほとんどで、勤務負担も増大しがちである。政府は従業者の仕事と家庭との両立に寄与する企業を「女性親和企業」に認定し、様々なインセンティブを与えたり、女性親和係数を開発、実施することで、女性の退職防止、再就職の促進を行ったりしている。さらにフレキシブルな勤務制度を促進するために、育児休暇中の給与の一部支給や優秀事例の紹介などを政府が行っている。また夜間勤務や長時間勤務にも対応する時間延長型保育制度や小学校ケア教室を拡大し、育児に対する支援を行っている。

5. おわりに

日本ではこれまで和を尊ぶあまり、自身の意見や主張を表明することは必ずしもよしとはされなかった。忍が美德とされる傾向もあった。とりわけ女性に対しては、しとやかさが求められる傾向もあった。こうした長き慣習は、儒教的考えによってさらに助長され、正当化されて、家族内の夫婦間において、もしくは社会において、女性が自身の立場や意見を主張することを苦手なものにしてしまったのかもしれない。また女性学・ジェンダー研究や女性が政治に関与することに対する偏見を生みだしているのかもしれない。

同じ儒教文化圏にありながら、韓国では状況を若干異にしている。少なくとも今日においては、夫婦間において、または社会において、女性が自身の立場や意見をはっきりと述べることは決してまれなことではない。その意味ではすべての始まりは、「女性はこうあるべきだ」といったこれまでの通念や考え方を改め、女性が自らのために立ち上がり、意見を表明できるようにすることから始める必要があるのかもしれない。しかしそこまで立ち返らずとも、韓国のように、女性支援のための様々な教育や運動をより活発化させ、それを政治に反映させるための道筋を整え、それ下支えとしながら、民意を受入れた形で政府がリーダーシップをとり、女性の共同参画に向け、より積極的な政策をとっていく必要があるといえる。

参考文献

内閣府「平成 19 年度版男女共同参画白書」、2008

<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h19/zentai/index.html>

内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」、2006

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa.html>

山下英愛「韓国における女性運動の現状と課題」「東西南北」、30-45、和光大学総合文化研究所、2007

自治体国際化協会「韓国の女性政策について」、1999

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/188.pdf

金早雪（2006）「韓国の女性政策～分断国家、市民社会、そして女性家族部～」、フェリス女学院大学「アジアの女性と平和」ハンドアウト

本川裕「社会実情データ図録」

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/index.html>

ヒューライツ大阪（財団法人アジア・太平洋人権情報センター）

http://www.hurights.or.jp/index_j.html